

高崎経済大学学生懲戒規程

平成27年度

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学学則（平成23年度規程第1号）第47条及び高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号）第38条の規定に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(停学の期間)

第2条 停学の期間は、無期又は1か月以上6か月以下の有期とする。

(事案の調査等)

第3条 学長は、学生が懲戒の対象となる場合又は学生に懲戒の対象となる疑いが生じた場合には、学生賞罰委員会委員長（以下「委員長」という。）に対し、当該学生に対する事情聴取、関係者からの聞き取り、現地確認その他の調査を行うよう指示するものとする。

2 委員長は、前項の規定による指示を受けたときは、学生賞罰委員会の委員に前項の調査を行わせるものとする。

(事案の審議等)

第4条 委員長は、前条第1項の調査の結果の報告を受けた場合には、速やかに学生賞罰委員会を招集し、当該事案について懲戒の要否を審議するものとする。

2 委員長は、前項の規定による審議において、当該事案について懲戒することが必要と認めた場合には、当該事案に係る学生に対して、学生賞罰委員会委員の面前における口頭による弁明の機会又は書面による弁明の機会を付与しなければならない。ただし、逮捕、拘留その他の学生に接見できない事情により弁明の機会を付与できない場合であって、当該学生の行為が懲戒処分に相当することが客観的に明白であるときは、この限りでない。

3 委員長は、前項の規定による弁明の機会を付与した場合には、必要に応じて再調査を行った上で、学生賞罰委員会において当該事案について懲戒処分の要否を審議するものとする。

4 委員長は、第1項の規定による審議（第2項の規定により弁明の機会を付与する場合における審議を除く。）又は前項の規定による審議において、当該事案に

ついて懲戒することが必要と認めたときは懲戒処分案を作成し、懲戒する必要がないと認めたときはその旨を、学長に報告するものとする。

(懲戒の効力)

第5条 学長は、前条第4項の規定による報告を受けた場合において、その報告が懲戒を必要とする旨のものであるときは、教育研究審議会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定し、懲戒するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生の行為が前条第4項の懲戒処分案に係る懲戒に相当することが客観的に明白であって、かつ、緊急その他やむを得ない事由により前項に規定する手続きを経ることが困難な場合には、教育研究審議会の議を経ることなく懲戒することができる。この場合において、学長は、当該懲戒処分について、その直後に開かれる教育研究審議会の追認を受けなければならない。

3 前2項の規定による懲戒の効力は、学長が懲戒処分を行った日から発生する。ただし、当該懲戒処分が期末試験における不正行為に係る処分の場合は、別に定めるところによる。

(厳重注意)

第6条 学長は、第4条第4項の規定による報告が懲戒を要しない旨のものである場合において、必要と認めるときは、当該学生に対し厳重注意を行うよう学生部長に指示することができる。

(学生への通告及び保証人への通知)

第7条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

(異議申立て)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の通告を受け取ってから14日以内に異議申立てをすることができる。

2 異議申立てをしようとする学生は、氏名、異議申立てをする懲戒の概要、異議申立ての理由その他必要な事項を記載した書面(以下「異議申立書」という。)を学長に提出しなければならない。

3 学長は、異議申立書の提出があったときは、委員長に対し再審議を指示するものとする。

4 前項の再審議については、第3条から前条まで(第4条第2項及び第3項を除く。)の規定を準用する。

5 第3項の規定にかかわらず、学長は、第1項の異議申立てに理由がないと認め
た場合には、当該異議申立てを却下することができる。この場合において、学長
は、当該異議申立てをした学生に対し、異議申立てを却下した理由を文書により
通知しなければならない。

(公表)

第9条 懲戒を行った場合、学長は学内掲示板に1週間の公表を行うものとし、公
表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 氏名

(2) 学部又は研究科

(3) 学年

(4) 懲戒の種類

(5) 懲戒理由

2 特段の事情があると学長が判断した場合、教育研究審議会の議を経て、前項各
号の一部又は全部を公表しないことができる。

(学籍の異動)

第10条 学長は、懲戒処分が決定する前に、懲戒の対象となる学生から、退学又
は休学の届出があったときは、この届出の受理を保留することができる。

2 学長は、停学期間中の学生から退学又は休学の届出があったときは、この届出
の受理を保留することができる。

(停学処分を受けた学生に対する教育指導)

第11条 学生部長は、停学処分を受けた学生に対し、停学期間中、必要な教育指
導を行うものとする。

(無期停学の解除)

第12条 学長は、委員長に対し、無期停学の処分を受けた学生について、当該処
分の日から6か月を経過した日以後において、当該学生の処分の解除の適否の
検討を指示するものとする。

2 委員長は、前項の規定による指示を受けたときは、学生賞罰委員会を招集し、
当該処分の解除の適否を審議するものとする。

3 委員長は、前項の規定による審議において、当該学生の反省の程度及び学習意
欲等を勘案し、当該処分の解除をすることが適当と認められた場合には、当該処
分の解除案を作成して学長に報告し、適当と認められなかった場合にはその旨
を学長に報告するとともに、その後の適切な時期に学生賞罰委員会を招集して

当該処分の解除の適否を審議するものとする。

4 学長は、前項の規定による報告（当該処分の解除を適当とする報告に限る。）を受けた場合には、教育研究審議会の議を経て、無期停学の解除の適否を決定しなければならない。この場合において、無期停学の解除が適当とする決定をするときは、当該解除の日の決定をするものとする。

5 第7条の規定は、前項の規定による決定（適当とする決定に限る。）に係る通知について準用する。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、学生賞罰委員会の発議により教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月9日第13号）

この改正は、平成27年12月9日から施行し、平成27年11月18日から適用する。

附 則（令和6年1月5日第14号）

この改正は、令和6年1月5日から施行する。